

令和元年10月7日開催

第7回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和元年度 第7回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和元年10月7日(月)
 2. 開催時刻 開 刻 13時30分
 閉 刻 13時53分
 3. 開催場所 遠軽町議会議場
 4. 出席委員 12人

| | | | | |
|---|--------|-----|-------|----|
| 会 | 長 | 18番 | 新国 | 純一 |
| 会 | 長職務代理者 | 17番 | 石丸 | 博雄 |
| 委 | 員 | 2番 | 菅井 | 美德 |
| 委 | 員 | 3番 | 原田喜一郎 | |
| 委 | 員 | 5番 | 石山 | 幸一 |
| 委 | 員 | 6番 | 大河原 | 正一 |
| 委 | 員 | 7番 | 梶田 | 政實 |
| 委 | 員 | 9番 | 小野 | 人司 |
| 委 | 員 | 10番 | 須藤 | 智弘 |
| 委 | 員 | 11番 | 中村 | 肇 |
| 委 | 員 | 13番 | 岡田 | 一司 |
| 委 | 員 | 14番 | 林 | 秀和 |

5. 欠席委員 6人

| | | | | |
|---|---|-----|----|----|
| 委 | 員 | 1番 | 菅井 | 誠 |
| 委 | 員 | 4番 | 西原 | 弘子 |
| 委 | 員 | 8番 | 早川 | 剛司 |
| 委 | 員 | 12番 | 笹原 | 仁 |
| 委 | 員 | 15番 | 上野 | 邦彦 |
| 委 | 員 | 16番 | 鈴木 | 和弘 |

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

| | | | | |
|---|---|-----|----|----|
| 委 | 員 | 7番 | 梶田 | 政實 |
| 委 | 員 | 17番 | 石丸 | 博雄 |

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 小川 哲也

第3 議案第1号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について

議案第2号 農業振興地域整備計画変更(農用地区域除外)について

議案第3号 農用地の買入協議による申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 あっせん委員の指名について

議案第6号 現況証明願について

7. 出席農業委員会事務局職員

| | | | | | |
|---|----------|----|---|----|----|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 広瀬 | 淳次 |
| 主 | 幹 | | | 吉岡 | 秀利 |
| 農 | 地・農業振興担当 | 係長 | | 小川 | 哲也 |
| 農 | 地・農業振興担当 | 主任 | | 市原 | 英二 |

8. 会議の概要

議 長 　　ただ今から、本日招集された令和元年度第7回(R元.10.7)遠軽町

農業委員会総会を開催いたします。

本日の委員出席人数は、委員総数 18 名中、出席委員 12 名であります。「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第 13 条第 2 項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、7 番 梶田委員、17 番 石丸委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

(事務局長 諸般の報告)

◆ 諸般の報告

1. R 元. 9. 6 (金) 13:30～
第 6 回農業委員会総会

2. R 元. 10. 1 (火) 10:00～
令和元年度ブロック別農業委員会職員研修会【北見市】小川係長出席

◆ 今後の予定

1. R 元. 10. 31 (木)～11. 1 (金)
農業委員会視察研修【江別市、砂川市】

2. R 元. 11. 6 (水) 13:30～
第 8 回農業委員会総会

議 長 　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。
　　　　(質疑なしの声)

議 長 　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。
　　　　それでは、議案第 1 号「農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定による合意
　　　　解約について」を議題とします。
　　　　事務局から、議案を説明させます。
　　　　(事務局 議案朗読説明)

事務局 　議案第 1 号「農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定による合意解約につい
　　　　て」を説明いたします。
　　　　議案書をご覧ください。

1 通知者の住所氏名
　　賃貸人－紋別郡遠軽町 ●●●
　　　　　●● ●●

　　賃借人－紋別郡遠軽町 ●●●
　　　　　●● ●●

2 通知の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「20,762」

3 通知の理由

平成26年2月12日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第1号についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようですから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）について」2件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第2号「農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

その1

1 農用地区域除外の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●内」・現況地目「畑」・面積（㎡）「9.00」

2 農用地区域除外後の土地利用計画

電気通信事業法に基づく電気通信事業（携帯電話）の用に供する

施設（通信用アンテナ）建設のため。

3 農用地区域除外後の土地利用計画面積
9.00㎡

4 農用地区域除外の理由
遠軽●●●基地局（KDDI）建設のため
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 この件につきましては、申請者が携帯電話基地局を建設するための農用地区域除外申請があった件でございます。

その2

1 農用地区域除外の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●内」・現況地目「原野」・面積（㎡）「8.99」

2 農用地区域除外後の土地利用計画
電気通信事業法に基づく電気通信事業（携帯電話）の用に供する施設（通信用アンテナ）建設のため。

3 農用地区域除外後の土地利用計画面積
8.99㎡

4 農用地区域除外の理由
遠軽●●●基地局（KDDI）建設のため
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 この件につきましては、申請者が携帯電話基地局を建設するための農用地区域除外申請があった件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第2号「その1」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「その2」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「農用地の買入協議による申請について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第3号「農用地の買入協議による申請について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町 ● ● ● ●
● ● ● ●

2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町 ● ● ●、遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外 3 7
筆」・地目「公簿－原野、田、畑、雑種地、宅地・現況は全て
畑」・面積 (㎡) 「3 8 筆合計 6 6 5, 4 9 2. 2 9」

3 買入協議が必要な理由
農用地の買入価格において協議の結果不調のため
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、先月の第6回総会であっせんの申し出のありました農地でございます。

9月24日開催のあっせん委員会であっせん委員及び出し手・受け手で協議の結果、議案第4号で提案する3筆以外の38筆については、あっせんが不成立となり、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるため、北海道農業公社に買入協議の通知を遠軽町長に要請するものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第3号についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」4件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。

議案書をご覧ください。

整理番号32～34につきましては、所有権移転でございます。

整理番号32、所在「●●●」・地番「●●外5筆」・地目「公簿一原野、畑、宅地・現況は全て畑」・面積(m²)「6筆合計 34,631.20」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R1.10.15」・支払期限「R1.12.31」・金額(円)「全筆2,000,000」・支払方法「指定口座振込」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、2月の第10回総会であっせん申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行った結果、売買が成立した件でございます。

整理番号33、所在「●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿一畑、原野・現況は全て畑」・面積(m²)「3筆合計 54,728」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R1.10.15」・支払期限「R1.12.31」・金額(円)「全筆3,283,680」・支払方法「指定口座振込」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、先月の第6回総会であっせん申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行った結果、売買が成立した件でございます。

整理番号34、所在「●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(m²)「4筆合計 100,615」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R1.10.15」・支払期限「R1.12.31」・金額(円)「全筆3,018,450」・支払方法「指定口座振込」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、先月の第6回総会であっせん申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行った結果、売買が成立した件でございます。

整理番号35につきましては、賃貸借でございます。
整理番号35、所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(m²)「2筆合計 71,590」・貸主「●●●●」・借主「●●●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R1.10.15」・終期「R11.10.14」・期間「10年」・金額(円)「年180,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定しておりましたが、期間が満了となるため新たに賃貸借を設定するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第4号「整理番号32」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号33」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号34」の質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号35」の質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「あっせん委員の指名について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第5号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

- 1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町●●●
●● ●● 外2名
- 2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿一田、
畑・現況は全て畑」・面積(㎡)「3筆合計 55,397」
- 3 あっせん申出の内容
売買
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第5号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名しておりますので、本案についても、議長が指名することでご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
それでは、2番菅井(美)委員、16番鈴木委員を指名します。

各委員は、宜しくお願いします。

次に、議案第6号「現況証明願いについて」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第6号「現況証明願いについて」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号24、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「4,505」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「14番林委員、5番石山委員、1番菅井(誠)委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、現況が原野となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、14番林委員、5番石山委員、1番菅井(誠)委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより議案第6号「整理番号24」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これをもちまして、令和元年度第7回農業委員会総会を閉会します。